

学校施設開放校庭利用団体 各位

武蔵野市教育委員会

学校施設開放における市立小中学校校庭の風による還付について(通知)

日頃より武蔵野市学校施設開放についてご理解賜りありがとうございます。

市立小中学校校庭の風による還付について、以下のとおり暴風(20m/s)の場合と認めておりましたが、この度風に対する基準を変更いたしますのでご案内いたします。

1 変更点

《変更前》

1) 還付を行う場合 規則第10条, 要綱19, 20条

納入された使用料は原則として還付しません。条例第8条5

ただし、次の場合においてのみ還付します。規則第10条

(1) 使用者の責任でない事由により全く使用することができなかった場合。【全額】

例 天候(雨、雪、台風、猛暑、**暴風**など)で使用できない又は使用に危険を伴う場合
や、学校の行事、緊急の工事等により使用できなくなった場合など。

《変更後》

1) 還付を行う場合 規則第10条, 要綱19, 20条

納入された使用料は原則として還付しません。条例第8条5

ただし、次の場合においてのみ還付します。規則第10条

(1) 使用者の責任でない事由により全く使用することができなかった場合。【全額】

例 天候(雨、雪、台風、猛暑、**強風**など)で使用できない又は使用に危険を伴う場合
や、学校の行事、緊急の工事等により使用できなくなった場合など。

2 強風の定義

強風時の風速は、武蔵野市防災センターで計測している10分間の平均風速が8m/s以上を基準とします。

3 強風での還付確認方法

使用時間の1時間前に武蔵野市防災センターで計測している10分間の平均風速が8m/sを超えた場合は還付の対象となります。以下の手順でご確認ください。

【確認方法】(別紙1)

①武蔵野市防災安全センターで検索

②気象観測情報を選択(真ん中右側)

③武蔵野市役所、消防第1分団、消防第8分団のどちらかの詳細表示を選択

④帳票を選択

⑤気象時報を選択

⑥利用時間 1 時間前の 10 分間の平均風速を確認

【注意】

※確認については、武蔵野市役所、消防第 1 分団、消防第 8 分団のどちらでご確認いただいても問題ありません。お近くの場所でご確認ください。

※10 分間の最大瞬間風速では確認をしておりませんので、必ず平均風速でご確認ください。

※スマートフォン版では閲覧時間の 10 分間の平均風速のみ掲載されます。遡ってご確認ができませんのでご注意ください（別紙 2）。

下記 URL 又は QR コードから確認ができます。

<https://musashino.tenki.ne.jp/>



4 本通知の対象施設

市立小中学校校庭

5 その他

武蔵野市立学校施設の開放に関する条例第 8 条

開放施設の使用料は、別表に定める額とする。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特に認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。（委任）

武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則第10条

条例第 8 条第 5 項ただし書の規定により、使用料を還付する場合は次のとおりとする。

- (1) 使用者の責任でない事由により、まったく使用することができなくなったとき。 全額
 - (2) 使用者が使用期日の 8 日前までに使用の取消しを申し出た場合で、委員会が相当の理由があると認めたとき。 全額
 - (3) 使用者が使用期日の 7 日前から 3 日前までに使用の取消しを申し出た場合で、委員会が相当の理由があると認めたとき。 半額
 - (4) 条例第 7 条第 3 号の規定により使用の承認を取り消したとき。 委員会が定める額
- 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするものは、その事由の発生の日から 15 日以内に武蔵野市立学校施設使用料還付申請書（第 5 号様式）を委員会に提出し、還付を受けるものとする。

武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要綱第19条

規則第 10 条第 2 項の規定により還付を申請するものは、承認書兼完了届及び使用料領収書を提示し、運営委員会の確認を受けて提出するものとする。

2 前項に規定する申請は、使用する予定であった開放施設の運営委員会を経由して委員会に提出するものとする。

武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要綱第20条

規則第 10 条第 2 項に規定する還付申請期間の終了日が日曜日又は祝日であった場合は、その翌日以後に到来する最初の学校業務日まで期間を延長するものとする。

【問い合わせ先】

武蔵野市教育委員会生涯学習スポーツ課

学校施設開放担当

電話：0422-60-1902（平日 8：30-17：00）